

(第92回公文書管理委員会資料2-1と同じ)

公文書管理法施行令等改正案等に関する意見公募手続の概要

令和4年1月14日
内閣府公文書管理課

1. 実施概要

- ・公文書管理法施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案

令和3年11月9日～12月8日（30日間）

- ・行政文書の管理に関するガイドライン改正案

令和3年11月20日～12月8日（19日間）

2. 寄せられた御意見の数

- ・政令改正案 : 提出者数10人 意見数15件

- ・ガイドライン改正案 : 提出者数16人 意見数57件

※どちらの意見公募に寄せられた意見であるかによって分けていっているものであり、
内容によって分けているものではない。

3. 主な御意見に対する対応

（1）政令改正案に対する主な御意見への対応

- ・安易な保存期間の延長を認めることとなるため、保存期間の延長に際しての総理報告はなくすべきではない。
- ・移管予定文書の保存期間は短縮すべきではない。（※ガイドラインへの意見において、移管予定文書の保存期間の短縮に賛成する意見あり。）
- ・電子媒体として保存する場合は、100年や永年保存が適切である。

⇒「廃棄」する文書は、保存期間を延長しやすい方が必要な文書が残りやすい。「移管」する文書は、移管後も行政機関で写しを手元に持つことが可能になるため、速やかに移管することが原則となる。

（参考）施行令9条第2項改正案

2 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。この場合において、当該行政機関の長は、法第九条第一項の報告において、延長する期間及び延長の理由を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(2) ガイドライン改正案に対する主な御意見への対応（案）

- ・ 法令解釈基準に該当するものについては、ガイドラインから削除すべきではない。
⇒ガイドラインには、各省庁文書管理規則に反映させるべき事項、その解釈として重要な内容及び重要な留意事項を記載するとの方針に従って立案を行っている。
- ・ SNSや電子メール等の行政文書としての基本的考え方については、ガイドラインにも明記すべきである。
⇒御指摘を踏まえ、職員が電子メールやSNSで発信等した文書についても、行政文書に当たる可能性があり、該当する場合には行政文書として適切に管理する必要がある旨を、ガイドラインに確認的に記載したい。（詳細は課長通知に記載）
- ・ 歴史的緊急事態に対応する会議等のうち「政策の決定又は了解を行わない会議等」であっても、審議会等や懇談会等に当たる場合には、「議事の記録」を作成することについて明記すべきである。
⇒御指摘を踏まえ、政策決定又は了解を行わない会議等であっても、審議会等、懇談会等又は国務大臣を構成員とする会議若しくは省議については、議事の記録を作成する必要がある旨を、ガイドラインに確認的に記載したい。
- ・ 政令で定める保存期間を超える期間を設定できるとすると、国立公文書館への移管が進まなくなるおそれがあるため、上限を設けるべきである。
⇒御指摘を踏まえ、有期の行政文書ファイル等については、当初の保存期間の上限を30年とする旨を、ガイドラインに記載したい。
- ・ 規則や保存期間表の変更により保存期間を短縮したときに、突如廃棄がされることがないようにすべきではないか。
⇒廃棄協議が必要であるため、御指摘のように突如廃棄が行われることはない。
⇒当該文書の保存期間を1年未満に変更することで、廃棄協議を行わず廃棄することは認められない旨を、ガイドラインに記載したい。
- ・ 紙媒体を電子媒体に変換したものを正本とした場合、文書の同一性、真正性が保てないのではないか。
⇒御指摘を踏まえ、改ざんを行った場合には懲戒処分の対象となること等について研修等により周知するとともに、スキャナで読み取って電子媒体に変換する場合の条件、留意事項等について、課長通知に定め、周知・徹底を行いたい。